

板橋区公衆浴場設備改善費助成要綱

(昭和 53 年 10 月 17 日区長決定)

(令和 3 年 4 月 1 日一部改正)

(令和 4 年 4 月 26 日一部改正)

(令和 7 年 4 月 1 日一部改正)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、板橋区内の公衆浴場について、板橋区公衆浴場設備改善費助成金(以下「助成金」という。)を交付することにより、公衆浴場の転廃業の防止及び区民の保健衛生の確保を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱で公衆浴場とは、東京都板橋区公衆浴場法施行条例(平成 24 年板橋区条例第 9 号)第 2 条第 1 項に規定する普通公衆浴場をいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付対象者(以下「助成対象者」という。)は、区内に設置されている公衆浴場の経営者又は設置者(以下「浴場経営者」という。)であって公衆浴場の設備の改善を行おうとするものとする。ただし、当該浴場経営者が申請日現在において、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める要件を満たしていない場合は、助成対象者としてしない。

(1) 個人の場合 特別区民税及び軽自動車税を滞納していないこと。

(2) 法人の場合 法人住民税を滞納していないこと。

2 この要綱の規定により助成金の交付を受けた者は、当該交付を最後に受けたときから 2 年間は、助成対象者としてしない。

ただし、浴場設備等の故障等により公衆浴場の営業に支障があり、緊急工事が必要と認められる場合等、区長が当該公衆浴場の設備の改善を必要かつ相当と認めた場合は、最後に交付を受けたときから 2 年間を経過しない場合でも、助成対象者としてすることができる。

(助成対象設備)

第 4 条 助成金交付の対象となる設備は、公衆浴場施設設備の改善及び近代化に必要な次に掲げるもののうち、区長が必要かつ相当と認めたもの。ただし、居住部分及びコインランドリー部分を除く。

(1) 浴場建物

- (2) 浴場設備
- (3) 浴場備品
- (4) その他区長が必要かつ適当と認めたもの

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、毎年度予算の範囲内で、公衆浴場設備の改善に要する経費の80パーセントとし、50万円を限度とする。ただし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする浴場経営者は、助成金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 設備改善計画書(別記第1号様式の2)
- (2) 見積書
- (3) 法人の場合にあっては法人住民税の領収書の写し若しくは納税証明書(いずれも直近のもの)
- (4) その他必要書類

2 浴場経営者が個人の場合であって、かつ、次のいずれかに該当する場合は、助成金交付申請書に、特別区民税及び軽自動車税の領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書(いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て)を添付するものとする。

- (1) 助成金交付申請書において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合
- (2) 区外に居住している場合
- (3) 区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

(助成金の交付決定及び通知)

第7条 区長は、助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成を適当と認めたときは、助成金交付決定通知書(別記第2号様式)により通知する。

(設備改善の内容の変更等)

第8条 助成金交付決定通知を受けた浴場経営者が、助成金交付対象設備の改善の内容を変更しようとするとき又は改善を中止しようとするときは、速やかに区長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(設備改善完了報告)

第9条 助成金交付決定通知を受けた浴場経営者は、助成金交付対象設備の改善が完了したときは、完了報告書(別記第3号様式)を区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 10 条 区長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、その内容の審査等を行い、助成を適当と認めたときは、第 5 条の規定により算出した助成金の交付決定額と前条の完了報告書を踏まえて算出した助成金の額とを比較していずれか低い額をもって交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（別記第 4 号様式）により通知する。

(助成金の請求)

第 11 条 助成金交付確定通知を受けた浴場経営者は、請求書（別記第 5 号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第 12 条 区長は、請求書に基づき助成金を支払う。ただし、助成金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため区長が特に必要があると認める場合には、概算払をすることができる。

2 助成金の交付を受けようとする浴場経営者は前項ただし書の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、助成金概算払請求書（別記第 6 号様式）を区長に提出しなければならない。

3 助成金の交付を受けようとする浴場経営者は助成金の概算払を受けたときは、前条の規定による助成金の額の確定通知書受領後、助成金精算書（別記第 7 号様式）を区長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

(交付の取消し及び助成金の返還)

第 13 条 区長は、助成金交付決定通知を受けた浴場経営者が次の各号の一に該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽り又はその他不正手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 交付された助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金交付対象設備の改善を中止又は廃止したとき。
- (4) 設備改善費が計画額を下回ったとき。
- (5) 工事後、特段の理由がなく廃業したとき。
- (6) その他、助成金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

付 則

この要綱は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成14年5月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成19年4月20日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成20年6月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

1 この一部改正は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間につき、第3条第1項ただし書の規定にかかわらず、期間内1回に限り、助成金の交付を受けることができる。

付 則

この一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和7年4月1日から施行する。